

蓬田村総合事業訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	要支援1・要支援2	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割				39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2)1週に2回程度の場合	要支援1・要支援2	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割				77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割				123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	要支援1・要支援2	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	要支援1・要支援2		179
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二)所要時間45分以上の場合	要支援2		220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	要支援1・要支援2	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	要支援1・要支援2	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割					-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2)1週に2回程度の場合	要支援1・要支援2	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割				-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割				-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3			所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算		200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算		50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスペースアップ等支援加算	チ	介護職員等ペースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ペースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能とする。